

こ 成 事 第 510 号
令和 8 年 9 月 30 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

こども家庭庁
成 育 局 長
(公 印 省 略)
支 援 局 長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震による災害に係る
児童福祉施設等設備災害復旧事業の実施について

この補助金は、令和 8 年熊本地震による災害により被災した、子育て関係事業者等の早期の事業再開に資する観点から、別添の内容により、子育て関連施設等及び障害児関連施設に係る設備等復旧支援事業を「令和 8 年熊本地震による災害」が発生した日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

別添

令和 8 年熊本地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業実施要領

第 1 目的

この実施要領は令和 8 年熊本地震による災害により被災した「児童福祉法」(昭和 22 年法律第 164 号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 77 号)及び「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)等の規定に基づく事業所又は施設等について、当該事業の復旧に要する費用等の一部を補助することで事業再開に向けた支援を行い、もって被災地における子育て支援サービス及び障害児支援の確保等を図ることを目的とする。

第 2 対象事業

「令和 8 年熊本地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業の国庫補助について」(令和 8 年 9 月 30 日こ成事第 509 号こども家庭庁長官通知)の別紙「令和 8 年熊本地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の 3 の (3) 表 1 及び表 2 に掲げる被災事業所等について、令和 8 年熊本地震による災害の影響により、事業の継続が困難となった事業者に対して、新たな活動場所の賃借や従来の活動場所の修繕等により、事業再開するために必要となる初期契約費用(礼金、手数料)、再開準備費用等の一部を補助する。

第 3 被災事業所等の確認について

交付要綱の 3 の (3) 表 1 及び表 2 の被災事業所等の確認については、必ずしも現地調査や実地確認を要しないが、現地調査等を行わない場合であっても、罹災証明書、罹災届出証明書、被災証明書、廃車証明書又は被災事業所等に備え付けている備品台帳等を提出させる等、適正な方法により設備整備の必要性の確認に努めること。

なお、本事業の国庫補助に係る交付の申請は、交付要綱の 9 において「別に定める日」までに行うこととされているが、円滑な事業の実施のため、災害ごとに事業の対象となる被災事業所等の状況把握に努め、当該状況把握の結果について、こども家庭庁からの求めに応じ、報告を行うこと。

第 4 事業再開に当たっての留意点

事業再開に要する経費について、事業再開に当たっての考え方を次のとおり

整理したので、管内民間事業者等への情報提供の際、特に留意されたい。

- (1) 法に規定する廃止の届出後における新規の事業開始、法に規定する休止の届出後における再開に限らず、当該届出が行われない単なる休業後の再開も含まれるほか災害により被災して以降、継続的に又は一時的に事業を縮小しながら被災地で子育て支援サービス及び障害児支援を提供している事業者等の復旧も含まれること。
- (2) 被災した事業所等と同種のサービスを実施することを想定しており、例えば訪問系サービス事業所を廃止し、日中活動系サービス事業所を新規に実施することは、事業再開として認められないこと。
- (3) 本事業は被災地の子育て支援サービス及び障害児支援の確保を目的としているため、原則として、被災時に所在していた都道府県(当該所在地が指定都市又は中核市の場合は当該指定都市又は中核市)の同一地域内において事業を実施することを、本事業にいう事業再開とすること。なお、これにより難しい場合は、別途、こども家庭庁に協議すること。
- (4) 被災地の子育て支援サービス及び障害児支援の確保の推進のためには、事業所の統廃合又は拠点の増加等の有効性が期待される場合もあることから、必ずしも被災事業所等の数と、事業再開した事業所の数が一致する必要はないこと。なお、本事業の国庫補助額については、事業再開した事業所数ではなく、被災事業所等の数に交付要綱に定める基準額を乗じた額としていること。
- (5) 災害により被災し事業の継続が困難となった日から事業再開の日までの間に、別の災害による被害があった場合については、当初の被災日に係る災害及び事業再開までの一連の災害を一つの災害とし、本事業を実施すること。

第5 対象経費

本事業の対象経費については、交付要綱の6に定めているところであるが、次の点にも留意すること。

- (1) 被災事業所等の補助事業者単位で算出すること。
- (2) 令和8年熊本地震による被災日である令和8年7月28日以降に要した事業再開のための経費を対象としており、交付決定日前に要した経費(当該交付決定日の属する年度以前の会計年度において事業再開のために要した経費を含む。)を計上して差し支えないこと。
- (3) 原則として、本事業は被災前の現状復旧を基本としており、この実施要領の3により把握した被災状況を勘案するとともに、交付要綱の5に定める対象外費用を踏まえ、適切な経費を計上すること。なお、事業再

開のために購入する備品については、被災地における子育て支援サービス及び障害児支援の確保に資するものであれば、必ずしも同型同種のも
のを購入する必要はないこと。また、中古品を購入することも差し支え
ないこと。

- (4) 事業所等の借上経費については、補助の対象としていないが、事業所
等の借上のための初度経費として、礼金及び事務手数料は補助の対象と
していること。